

12月3日～9日は 障害者週間

関心と理解を 深めましょう

障がいの種類や程度はひとりひとり違います。生まれつき障がいがある人もいれば、成長してから事故や病気などで障がい者となった人もいます。事故や病気はいつ起こるかわかりません。障がいはいつでも誰にでも生じ得るものです。

不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。同様に障がいがあっても、周囲の理解や配慮があれば、多くのことが可能になります。障害者週間をきっかけとして、共にあらゆる分野への社会参加を積極的に推進しましょう。

問合せ 障がい福祉課 (☎983-2691)



豆知識1 これらのマークをいくつ知っていますか？

障がいのある人が安心して生活するための配慮がマークになっています。街中で見かけるものもいくつかあると思います。ぜひ覚えてください。



▲障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には障がい者の利用への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

※「すべての障がい者を対象」としたマークです。



▲耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目にはわからないため、誤解などの不利益をこうむり、社会上での不安が少なくありません。このマークを提示された場合、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をお願いします。



▲聴覚障害者標識

聴覚障がいのため免許に条件が付いている人が運転していることを表すマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車への幅寄せや割り込みは法律により罰せられます。このマークをつけた車の運転者はクラクションなどの音が聞こえにくいことがあるため、周囲の運転者は安全な通行に配慮してください。



▲ほしよ犬マーク

身体障害者補助犬同伴を啓発するためのマークです。盲導犬、介助犬、聴導犬を身体障害者補助犬といいます。公共施設や交通機関はもちろん、民間施設でも同伴できます。補助犬は体の不自由な人の一部となり働き、マナーの訓練や衛生面も管理されています。補助犬へのいたずらなどは絶対にやめてください。



▲盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や郵便物、書籍など身近にも見かけます。



▲身体障害者標識

肢体不自由であるため免許に条件が付いている人が運転していることを表すマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車への幅寄せや割り込みは法律により罰せられます。



豆知識2 点字ブロックは2種類あります

普段よく目にし、点字ブロックと呼ばれているものは、正確には「視覚障害者誘導用ブロック」と言います。目の不自由な人が安全に移動するため、地面や床面に設置された四角形の案内表示です。目の不自由な人は、ブロックの突起を足の裏や白杖で確認しながら進みます。目の不自由な人にとって点字ブロックは命綱です。点字ブロックの上に自転車などを停めないでください。また、白杖を携えて歩いている人がいたときは、「一時停止、徐行、通行を又は歩行を妨げないよう」法律で定められています。ご協力をお願いします。視覚障害者誘導用ブロックには線状ブロックと、点

状ブロックの2種類があります。また視力が低下している人にも分かるようにするため、周囲の路面や床面の色との差をつけ、原則として黄色が使われています。

▶線状ブロック<誘導ブロック>

主に誘導対象施設の方向を案内するために設けられています。通行の方向に線が向けられています。



▶点状ブロック<警告ブロック>

曲がり角や交差点など注意が必要な地点、誘導対象施設の到着地点などを示すために設けられています。



豆知識3

手話通訳士がお待ちしています

市では、聴覚障がいの人が市役所の各窓口で行う事務手続きなどにおいて、コミュニケーションを円滑にし、意思疎通をスムーズに行うために、平成25年10月から、障がい福祉課内に手話通訳士を設置しています。予約は不要です。ご利用希望のある人は、気軽に障がい福祉課までお訪ねください。

豆知識4

障がい者応援大使を知っていますか



市では、平成26年4月から三島市障がい者応援大使に「お笑い福祉士めんぼーくん」こと河合孝彦さんを任命し、障がい者スポーツ大会やふれあいまつりへの参加、夏休みの福祉体験講座などを実施しました。今後もイベントに参加し、障がいのある人への理解を進めていきます。

気軽にご相談ください

●相談会

障がい福祉課で随時受け付けをしています。また、障がいに応じて相談会を開催しています。(右表)

●障がい者相談支援事業所

市内には障がい者の相談支援事業所が5カ所あり、随時相談を受け付けています。また近隣市町の相談支援事業所も相談に応じています。気軽にご相談ください。(右表)

問合せ 障がい福祉課 (☎983-2691)

【相談会日程：午前10時～午後3時】 ※三島市役所中央町別館東隣

相談会	とき	ところ
障がい者雇用相談会	毎月第3火曜日	街中ほっとサロン※
知的障がい者相談会	毎月第3木曜日	街中ほっとサロン※
身体障がい者相談会	毎月第2日曜日 第4月曜日	三島市社会福祉会館
精神障がい者相談会	地域精神保健福祉会まごころ会三島支部会内 障がい福祉課にご連絡ください。	

【障がい者相談支援事業所】

相談支援事業所	ところ	連絡先
医療法人復康会 サポートセンターなかせ三島分室	一番町7-19高野 ビル2階	☎991-1180
NPO 法人けるん 地域生活・就労サポートセンターけるん	本町7-30 Via701	☎976-0966
社会福祉法人見晴学園 相談支援事業所ふあいん	字エビノ木4745	☎985-2245
特定非営利活動法人エシカファーム 相談支援事業所ステップ	梅名99-3	☎941-7853
特定非営利活動法人自立生活センター アシスト MIL(ミル)	西本町10-26	☎976-3432
社会福祉法人共済福祉会 相談支援事業所リベルテ	函南町平井717-2	☎978-4187